

# 関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

2023.4.10発行〈通巻第542号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3  
JAM西日本会館5階 市民オフィス内  
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : <https://koshc.jp/>



建設業 墜落・転落防止措置の強化 .....	2
MOCAを原因とする膀胱がんを健康管理手帳の交付対象に 膀胱がんの労災認定も新たに6人 .....	6
死ぬまで元気です vol.57 右田孝雄 .....	8
安全のきいわあど その36 最大積載量2トン以上の貨物自動車 .....	10
韓国からのニュース .....	11
前線から .....	14
2023年連合大阪「外国人労働者なんでも電話相談」実施／大阪 とび職人のアスベストばく露被害／大阪	
院内集会のお知らせ 労災保険料のメリット制の廃止を!! .....	18

3月の新聞記事から／19

表紙／連合大阪「外国人労働者何でも電話相談」(2023年3月24～26日)

'23 4

---

---

# 建設業 墜落・転落災害防止措置の強化

## 一側足場の使用範囲限定、足場点検者の指名義務化など

### 死亡災害の4分の1は墜落・転落 実務者会合が報告書

2021年の労働災害死亡者数867人を、事故の型別で分類すると、最も多いのが「墜落・転落」の217人(25%)だ。休業4日以上死傷者数149,918人でみると、一番が「転倒」で33,672人(23%)、次いで多いのがやはり「墜落・転落」で21,286人(14%)となっている。全体の死亡災害発生件数は少しずつ減少しているが、「墜落・転落」の占める割合がトップという状況は、ここ10年以上変わっていない。

死亡者数867人を業種別でみると、建設業が288人(33%)で一番多く、そのうち110人(38%)が「墜落・転落」で死亡している。つまり現在の日本の労働災害を減らそうとすると、建設業における「墜落・転落」への対策がカギになることがわかる。

これまでも労働安全衛生規則の改正が度々行われ、規制が強化されてきた。具体的には足場からの墜落防止措置として、手

すり・中さん・幅木等の設置、足場の点検、足場の組立て等の作業時における墜落防止措置などの対策がとられてきた。また、かつての胴ベルト型やU字型の安全帯から、フルハーネス型墜落制止用器具の着用義務付けへと保護具の大きな変更も行われた。

しかし、それでも死亡災害の一番手をゆずることのない「墜落・転落」について、厚生労働省では2018年5月より「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開催、①足場等からの墜落・転落防止対策、②屋根等の端からの墜落・転落防止対策などについて、法令改正も視野に入れた検討を行ってきた。その結果について、2022年10月に報告書がまとめられたところだ。

### 小規模工事のノウハウ不足 マニュアルの作成と周知で対策強化へ

報告書はこれまでの墜落・転落災害の箇所別集計を調べ、その対策を検討する。

まず建設業で最も多く発生している「屋根・屋上等の端・開口部等からの墜落・転落災害」について、作業床の端の手すり未

設置、要求性能墜落制止用器具の未着用等、法令で規定された墜落防止措置が講じられていないものが多く、また近年、はしご・脚立からの墜落・転落災害が増加傾向にあると特徴を指摘。

課題として、小規模な工事でのノウハウ不足、工費の問題による親綱支柱・親綱、墜落制止用器具の未使用などに対して、マニュアルの作成・周知が有効とし、またははしご・脚立対策も盛り込む必要ありとした。

すでに厚労省では、「～足場の設置が困難な屋根上作業～墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」（厚労省HPからダウンロード可能）を策定、基本的な対策を掲げ公表している。しかし屋根上での作業は様々で、作業の進め方なども異なっており、周知まではほど遠いのが現状だ。最新の墜落転落防止対策を含む見直しで、より分かりやすく、さらにはしご・脚立への対策なども盛り込んだものにして周知をはかるとしている。

## 手すり・中さんの規制外の一側足場使用範囲の明確化が必要

「足場の通常作業中の墜落・転落災害」では、手すり・中さんが設置されておらずバランスを崩して墜落、作業床と手すりの間から転落が多いとされ、足場組立後の点検が行われないものや、一側足場では中さんが設置されていないケースも多くみられたという。

これに対する対策として、点検の実施を確実なものとするために、事業者が点検者

を指名することを義務付けるとした。足場用墜落防止設備の規定（労働安全衛生規則第563条）の例外となっている一側足場は、足場を設置する場所が狭い場所での設置が念頭におかれているもので、十分なスペースがある場合（幅が1メートル以上）では、本足場（通常の足場）の使用を義務付けることとした。

## 足場の組立・解体は正しい手順で

「足場の組立・解体中の墜落・転落災害」では、まだ手すり等の設置がない中で、固定されていない足場部材等とともに墜落したケースなどの例がみられる。対策としては、まず正しい作業手順での組立・解体を実施することが重要で、作業手順の遵守が極めて大事とされる。また、より安全な手順となる「手すり先行工法」が有効であるとされている。

この報告書にもとづき、次ページ図のように労働安全衛生規則が改正された。なお施行時期は「一側足場の使用範囲を明確化」については、2024年4月1日、「足場の点検者指名の義務付け」と「足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加」は2023年10月1日とされている。

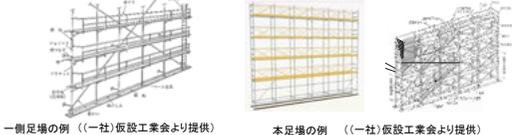
## 屋根上からの墜落を防ぐマニュアル小規模事業場に周知が必要

屋根上での作業で墜落・転落災害が多いというのは、素人目でもすぐにわかること。

## 労働安全衛生規則改正案について（諮問事項）

## 1 一側足場の使用範囲を明確化

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例（一社）仮設工業会より提供

本足場の例（一社）仮設工業会より提供

（※）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

## 2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

## 3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

## 4 施行日等

公布日：令和5年3月（予定）

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

2

## 《労働安全衛生規則改正案について（諮問事項）》

とは言うものの、一般家庭の屋根上の不具合箇所について、地元の業者さんに相談したら、その業者さんがいとも簡単に高所に墜落制止用器具も使用せずに上がって工事の算段をするなどという光景はよくみかける。

些細なことのようにだが、これはとても危険なことだ。2メートル以上の高さで作業をするなら足場が必要、足場ができないなら墜落制止用器具を使用というのは労働安全衛生規則第518条だが、瓦屋根の上となると、足場も墜落制止用器具も面倒なこととなりかねない。

しかし、これを怠ったがための死亡災害、そこまでいなくても重症の労災事故というのは、今でも相当数起きているのではな

いだろうか。

その面倒な対策は、どのようにすれば効果的で効率的な手順で進められるのかということをマニュアルにしたものが「一足場の設置が困難な屋根上作業—墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」だ。

たとえば墜落制止用器具のための主綱を地上から設置するのはどのようにするか。一般的な作業手順が解説されている。

①まず10メートルを超えるような長さの操作棒でガイドポール付きのパイロットラインを屋根上に通し、強固な構造物などに一端を固定した主綱をパイロットラインと仮固定する。

（9ページにつづく）



---

---

# MOCA を原因とする膀胱がんを 健康管理手帳の交付対象に 膀胱がんの労災も新たに 6 人認定

厚生労働省は、2023 年 1 月 18 日、「職業病リスト」を改正し、「MOCA にさらされる業務による尿路系腫瘍など」を新たに加えた。

職業病リストとは、労働基準法施行規則 35 条が定めた業務上疾病のリスト、別表第 1 の 2 のことである。別表第 1 の 2 の第 7 号、「がん原性物質若しくはがん原性因子又は原性工程における業務による次に掲げる疾病」の「11 三, 三' -ジクロロー四, 四' -ジアミノジフェニルメタン (MOCA) にさらされる業務による尿路系腫瘍」が追加された。

それにともない MOCA の製造・取扱業務は健康管理手帳の交付対象となった。

交付条件は、MOCA を製造し、または取り扱う業務に 2 年以上従事した経験を有する労働者である。対象となる労働者は、離職の際や離職後に、労働局に交付申請手続きを行えば、手帳交付後、無償で健康診断を受けることができる。MOCA による膀胱がんは遅発性の疾病であり、離職から何年も経って発症するので、離職時に速やかに健康管理手帳を取得していれば、将来、がんを発症した場合も、業務と関連付ける

のが容易であるし、疾病の早期発見にもつながる。

## 東京 1 人、静岡 5 人認定

静岡県のイハラケミカル（現在のクミアイ化学工業）で MOCA を取り扱った労働者に膀胱がんが多発していたことが発覚してから、全国労働安全衛生センター連絡会議では、労働者への周知や健康管理手帳の対象とすることなどを要請するなど、厚生労働省と交渉を続けてきた（本誌 2021 年 1 月号、2022 年 6 月号参照）。

2021 年 4 月の時点で、MOCA による膀胱がんの労災認定は合計 4 件、埼玉県で MOCA を含有する原材料から製品を製造する作業に従事した男性 2 人と静岡県で MOCA の製造作業に従事した男性 2 人だった。

その後、2022 年 7 月までに 6 件が労災認定されていたことが分かった。

東京で MOCA を含有する原材料から製品を製造する作業に従事した男性 1 人、残り 5 人は全員静岡県で MOCA の製造作業に従事した男性となっている。

MOCAによる膀胱がん等の労災認定事例

令和4年7月末時点

管轄労働局	性別	MOCA取扱期間	膀胱がん等の発症年月	膀胱がん等発症時の年齢	MOCAのばく露開始から膀胱がん等発症までの潜伏期間	認定年月	作業内容
埼玉	男性	約14年間	平成29年7月	60歳代	約41年間	令和3年1月	MOCAを含有する原材料から製品を製造する作業
	男性	約5年間	平成29年6月	60歳代	約40年間	令和3年1月	MOCAを含有する原材料から製品を製造する作業
東京	男性	約19年間	平成27年2月	60歳代	約41年間	令和4年6月	MOCAを含有する原材料から製品を製造する作業
静岡	男性	約5年間	平成28年8月	60歳代	約45年間	令和3年1月	MOCAの製造作業
	男性	約4年間	平成5年4月	40歳代	約21年間	令和3年1月	MOCAの製造作業
	男性	約23年間	平成16年11月	60歳代	約35年間	令和3年5月	MOCAの製造作業
	男性	約7年間	平成21年7月	60歳代	約36年間	令和3年10月	MOCAの製造作業
	男性	約12年間	令和2年1月	70歳代	約46年間	令和3年10月	MOCAの製造作業
	男性	約3年間	平成10年3月	40歳代	約25年間	令和3年10月	MOCAの製造作業
	男性	約6年間	令和2年7月	60歳代	約48年間	令和4年7月	MOCAの製造作業

厚生労働省は2018年10月の時点で、全国の7事業所で17人のMOCAによる膀胱がん患者を把握し、2019年1月までに7人が労災請求したということだった。17人のうち少なくとも9人はイハラケミカルの労働者と考えられた。

2021年6月に静岡労働局と話した内容から、それまでに静岡県で労災請求したのは2021年1月に労災認定された2件を含めて4件、多くて5件と推測された。労災審査中は2～3件ということになる。

2022年7月までに認定された6件のうち静岡県でMOCAの製造作業に従事した5人については、イハラケミカルの労働者

と考えてほぼ間違いないだろう。2021年6月以降にさらに2件ないし3件の請求があったことになる。

残念ながら、以前に厚労省が調査で把握していたうちの半分くらい、その後に発症した人もいるかもしれないので、さらに少ない割合の人数しか労災請求していないと思われる。

厚労省は、健康管理手帳の交付手続きを含め、MOCAによる膀胱がんが労災補償の対象になることをしっかりと周知してほしい。

# 死ぬまで元気です

## Vol.57 右田 孝雄



皆さん、こんにちは。お元気ですか？  
私は少し元気を取り戻しつつある感じです。やはり母が亡くなってからひと月以上経過しますが、未だにポカンと心に穴が開いたような日が続きます。今まで多くの仲間を失い、そのご家族の悲しみを見てきて、その深い悲しみを私も理解してきたつもりでしたが、自分がそちら側になって分かりました。理解していた以上にツライものでした。一時は母の遺影を見るたびに涙していました。

ようやく少しずつ気持ちも落ち着いてきたかと思います。

私が昨年末に胸膜癒着術で酷いことになったのは Vol.54 で書かせていただきました。その時話した IMRT 放射線治療も 2 月 27 日から H 医科大学病院で始まり、片道 1 時間 30 分の通院を 33 回無事終了致しました。この通院には皆さん心配してくださいましたが、元ドライバーの仕事をしていたのでその辺はガムを噛んだりコーヒーを飲みながら走っていたら慣れました。ただ 1 時間 30 分かけて行って、放射線照射はわずか 10 分程度ですから、なんか勿体ない気にもなりますね。時々、病院内で患者さんとお会いするんですが、声を

掛けられると嬉しいものですね。せっかく遠い通院をしているんですから、患者さんと 3 階のタリーズでコーヒーを飲みながら話をしたり、時々先生方に話を伺いに行ったりもしました。今後のセミナーや治療のことなど話す時間もあったので、それは良かったですね。

IMRT 治療の効果はというと経過観察中なので、効いているかと言われたらまだ分からないです。実は IMRT 治療をするということで、その前に遺伝子パネル検査をしないかと医師からの提案があったので、針生検をして組織を採取し、遺伝子パネル検査を受けました。

遺伝子パネル検査にはなるべく新しい組織が必要なのですが、私は最初に生検をしてから 7 年経過しているのです、新たな組織を再度採取する必要があったので、今まで遺伝子パネル検査をしようとは思いませんでした。再度生検をすると、生検で開けた穴から腫瘍が発現するリスクもあるからです。では何故、今回生検に応じたかということ、生検してもその部分はちょうど放射線を照射する場所ですから、万が一腫瘍が穴の近くに落ちたとしても、それを放射線で叩くことになるからです。

遺伝子パネル検査をすることにより、自分に合った薬が見つかるかという、その可能性は8%ほどだと言われています。しかし、もし自分に合った薬が出たときはすぐに対応もできますし、またこの検査でオプジーボやキイトルーダが奏功する可能性があるかも判明したりもします。

現在治療中の患者さんで標準治療が終わってしまった方、終わる見込みの方は是非お早めに遺伝子パネル検査を受けることをお勧めいたします。

皆さん、私は死ぬまで元気でいられること以前に、まず元気に生き延びることを考えています。私の往生際は悪いですよ。

(4ページからつづく)

②パイロットラインと仮固定した主綱を手前側へ引き戻し、屋根上をとおした主綱を強固な構造物や樹木などに固定する。

.....

## 理にかなった手順 様々な屋根上作業に活かす取り組みを

図解による解説を読むと、極めて単純な理屈が説明されているのだが、いちいち理にかなった手順を確認することになる。たとえば墜落制止用器具をちゃんと着用しているのに、適切な親綱の設置がなければ、墜落制止の意味をなさない場合もある。

またこのマニュアルを一読して、これま

でもずっと昔からあった屋根上作業の墜落・転落災害の対策が、なぜ今まで一般に公表されるような形でまとめられなかったのかという疑問に駆られるのである。

おそらく建設業若しくは建設業以外の作業で、屋根上作業を必要とする場合はたくさんあるだろう。それぞれの場合に、基本の手順を前提として、理にかなったバリエーションの手順が実際の作業現場ではありそうだ。いや現に手順書が存在するかもしれない。

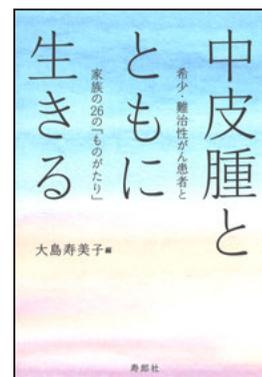
今後の墜落防止マニュアルは、そうしたバリエーション例を反映し、墜落・転落災害の防止につながるようなものとして周知されることが望まれる。

# 中皮腫と ともに生きる

希少・難治性がん患者と家族の  
26の「ものがたり」

北里学園大学教授 大島寿美子 編

寿郎社  
四六版 232頁  
本体 2000円+税



# 安全の きいわあと

## その 36

### 最大積載量 2 トン以上の貨物自動車

死亡災害の原因のトップは「墜落・転落」で、死傷災害でも「転倒」に続く第 2 位だ。その墜落・転落の原因のトップは「はしご等」だが 2 番目はトラック。

そのトラック（貨物自動車）からの荷の積み降ろし作業にかかる安全衛生対策の規制が変更される。ポイントは次のとおり。

一つ目は、現在、最大積載量 5 トン以上の貨物自動車については、昇降設備の設置と荷役作業を行う労働者の保護帽着用が義務付けられているが、これらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量 2 トン以上の貨物自動車に拡大するというもの。

なお、保護帽着用義務の拡大については、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフター（トラックの後部に装着する荷物積み降ろし用の昇降装置）が設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）としている。

二つ目は、荷役作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務を、労働安全衛生法で定める特別教育が必要な業務とするこ

と。

ほか、貨物自動車の運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合、運転者が運転位置を離れるときの原動機の停止義務等について、適用を除外することとした。

たしかに 4 トントラックぐらいになると、素人目にみても相当大きな貨物自動車という気がする。災害発生状況を見ても、5 トン以上で 5 割、5 トン未満で 4 割となっていて、平成 29 年から令和 3 年の原因がトラックの死亡災害を調べると、5 トン以上で 48%、2 トン以上 5 トン未満で 39%、合計で 87% という。

そこに加え、厚労省の陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会のアンケート結果によると、2 トンから 4.5 トン未満のトラック所有事業者のうち、労働者に保護帽を着用させていると回答した事業者が 80% であったという。そして着用させていないと答えた事業者にその理由を聞くと「法令の義務がないため」と答えている。

ということで、保護帽の着用を拡大することに障害はないとの判断になったという。

もうトラックの積み降ろしにヘルメットは付きものと考えべきだろう。

この 3 月に労働安全衛生規則の改正が公布され、10 月 1 日から施行される（特別教育義務化は来年 2 月 1 日）予定となっている。

# 韓国からの ニュース

## ■女性の「早期閉経」に障害等級不在、裁判所初の障害認定

「卵巣喪失」で早期に閉経し、生殖機能を喪失したにも拘わらず、別途の具体的な法律上の基準がなく、低い障害等級を受けた女性労働者に、裁判所が等級を上方修正する判決を行った。男性が生殖機能を喪失した時に付与される「障害等級 7 級」と同一に解釈した。

ソウル行政裁判所は L G 電子の半導体労働者 A さん (40) が、勤労福祉公団に起こした障害等級決定処分取り消し訴訟で、原告勝訴の判決を行った。一審だけで 2 年 8 ヶ月かかった。公団は 3 日に控訴した。

A さんは 2003 年から L G 電子平澤工場で働いていたが、2012 年 4 月に「再生不良性貧血」に罹った。裁判所で労災が認められ、療養中に再度「早期卵巣不全」と「脾臓欠損」の診断を受けた。「早期卵巣不全」は、35 歳以前に閉経と同じように卵巣の機能が停止することで、閉経と卵胞枯渇のためだ。この病気に対して追加の傷病が承認され、2017 年 7 月まで療養した。

その後、A さんは障害補償を請求したが断られた。公団は「生殖能力に明確な制限が残っている人に該当する」としたが、簡単な仕事しかできないというケースではないという理由で、障害等級 8 級 11 号 (脾臓または片方の腎臓を失った人) と決めた。「脾臓欠損」だけが障害と認定されたのだ。産業災害補償保険法の施行令の別表 6 は「障害等級基準」を 1 ～ 14 級に区分している。障害が重いほど等級が高くなる。

A さんは 2020 年 6 月に訴訟を提起し、「女性が生殖機能を喪失した場合、身体への悪影響は男性より大きいのに、別途の障害等級基準がなく、立法の不備だ」と主張した。男性の場合、「両側の睾丸を失った場合」は障害等級 7 級が認められる。現在、労災保険法施行令は「生殖器に明確な障害が残った人」を性別と関係なく 9 級 14 号と認定している。女性の場合、生殖機能に障害が生じて、男性より低い等級が付けられるということだ。

これに対し A さんは「障害等級基準」に規定されていない障害は、類似の障害等級に定めるという施行令 (53 条 3 項) を根拠に、7 級と認定するように要求した。更に、9 級障害だけが認められても、脾臓欠損と重複した障害を負っているため、等級を上方修正すべきだと主張した。施行令は、1 ～ 3 級以上の障害が 2 つ以上あれば、1 等級上方修正すると定めている。

裁判所は公団の判定を覆して A さんに軍配を上げた。男性が睾丸を失った場合と類似の障害に該当するとし、障害等級 7 級を認めた。2023 年 3 月 9 日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

## ■活線作業で感電死した被害者に責任を問う最高裁

労働者が保護装備なしで電柱に昇って感電死したことに、裁判に付された現場所長の産業安全保健法の違反疑惑に対して、無罪が確定した。業務上過失致死だけが一部認められ、懲役刑の執行猶予が宣告された。裁判所は、地上作業者が電気が流れている電柱に保護具を着用せずに昇る理由はなかったとし、被害者にも過失があったとした。被害者に責任を転嫁し、使用者に「免罪符」を与えたと批判されている。

最高裁三部は、産業安全保健法違反と業務上過失致死の疑いで裁判に付された全羅北道の建設会社 B 社の現場所長 A 氏に、懲役 10 月・執行猶予 2 年を宣告した原審を確定した。

事故は 2020 年 8 月 24 日に発生した。B 社所属の労働者たちは、電柱の電線交替と移設作業を行っていた。現場所長の A 氏は当日の午後 2 時頃、電柱を撤去していた C 氏に、別の電柱で作業していた職員を助けるよう指示した。C 氏は電信柱の低圧線は「活線」状態で床に置いていた。それを知らなかった補助作業員の D さん (52) は、高さ 7～9 m で低圧線を撤去していて感電して亡くなった。当時、D さんは絶縁手袋を着けていなかった。A 氏は感電の危険性を知らせずに、昼食のために席を離れていた。

検察は、A 氏が作業員に未絶縁状態の電柱の充電部に接近制限などの措置をしないなど、安全措置義務に違反したとして起訴した。一審は電線遮断など、事業主が定期監督をしなかった部分だけを有罪と判断し、A 氏に罰金 200 万ウォンを宣告した。作業員死亡による産業安全保健法違反と業務上過失致死容疑は、全て無罪とされた。

裁判所は「保護具なしで作業する場合、感電の危険があるということが簡単に予想できたにも拘わらず、D さんが自由意志で電柱に昇ったと解釈される」とした。

控訴審は業務上過失致死の部分の有罪と認め、懲役 10 月に執行猶予 2 年を宣告した。裁判所は「被告人が活線状態にあるという危険性を地上の作業員に事前に知らせ、低圧線を整理する作業をしないよう指示したり警告していたとすれば、被害者が電柱に昇らなかつたり、少なくとも絶縁用の保護具を着用して電線に触っただろう」と指摘した。

「産業安全保健法違反の疑惑」については、

一般的な作業の範囲を外れた場所で、保護具なしで作業することを予想し、防止する義務はなかったとし、一審と同じく無罪を宣告した。A 氏は上告したが、最高裁は原審の判断を維持した。2023 年 3 月 20 日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

## ■「週 69 時間労働は過労死を助長」民主労総、大統領を告発

民主労総は 20 日、週最大 69 時間働けるようにする「労働時間改編案」を推進中の尹錫悦大統領と雇用労働部長官を告発すると明らかにした。「週 69 時間」労働は過労死を助長する長時間労働であり、国民の基本権を保護すべき国が、国民の生命権、健康権を侵害する政策を推進するというのが理由だ。

民主労総は記者会見を行い、労働時間改悪阻止の闘争計画を発表した。法律院の告発準備が終わり次第、迅速に告発する。

民主労総が大統領と長官に適用した罪名は、刑法 255 条（殺人の予備・陰謀罪）だ。

民主労総は、「政府の勤労基準法改正案は、政府が自ら設定しておいた過労死の認定基準を超えた延長勤務を助長するもの」で、「これには殺人に対する未必の故意がある」と説明した。

雇用労働部の告示による過労死認定基準は「4 週間に 1 週間平均 64 時間」働いたり、または「12 週間に 1 週間平均 60 時間」働いて死亡した場合などだ。政府の改編案通りなら、政府の過労死基準も遙かに超える「18 週連続週 64 時間」勤務も可能だというのが、民主労総の分析だ。

今回の労働時間改編案を巡って国民的な反発が大きくなると、尹錫悦大統領は「週 60 時間は無理だ」として制度の補完を指示した。しかし民主労総は、制度の補完ではなく、廃

棄が必要だということを明確にした。

4月19日には「死なずに働く権利争奪民主労総決起大会」を、メーデーの5月1日には、労働者総決起大会を行う計画だ。労働者総決起では、ソウルに5万人、全国で20万人が集結すると展望される。5月末には尹錫悦政権の労働改悪案廃棄のための全面的な警告ストライキを行い、7月には予告通りに二週間ゼネストを闘う。2023年3月20日 民衆の声 ナム・ソヨン記者

### ■また、産業用洗浄剤で集団中毒の重大災害発生

労働部は「洗浄剤中毒事故予防のために、トリクロロメタンを使う事業場と類似の物質を使う事業場に対する、産業安全保健勤労監督を実施する計画」と明らかにした。

先月28日、ソウル職業病安心センターから、労働者1人に中毒性肝炎の症状が見られるという事実を伝えられた労働部は、当該労働者が働く利川のAメーカーに臨時健康診断を行った。対象は洗浄剤を使う労働者143人で、診断の結果、6人の追加疾病者を確認した。

トリクロロメタンが入った水を飲んだり、空気を長時間吸い込むと、肝臓と腎臓が損傷する危険がある。国際がん研究機関はトリクロロメタンを発がん物質グループ2Bに指定している。労働部は「局所排気装置の設置、呼吸用保護具の支給などの是正指示をして、勤労者の安全を確保するよう措置した」とし、「産業安全保健法と重大災害処罰法違反に対して厳正に捜査する予定だ」と明らかにした。

トリクロロメタンによる重大災害については、昨年2月、慶南のトソン産業で発生した労働者16人の集団中毒事故があり、同月に慶南のテフンR&Tで13人が中毒性肝炎で

治療を受けた。2023年3月23日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

### ■パノリム「サムソンは危険の外注化を止めよ」

「半導体労働者の健康と人権を守る会」(パノリム)と労働健康連帯、金属労組、全国サムソン電子労働組合、国際有害物質追放ネットワーク(IPEN)、韓国労働安全保健研究所など16団体は、最近、サムソン電子のベトナム法人の二次協力業者でメタノールの集団中毒事故が発生したことにに関して、「サムソン電子は事故に対する責任を負い、危険の外注化を中止せよ」と主張した。

14日、サムソン電子のベトナム法人の二次協力業者で働いていた現地労働者37人が、メタノールによる中毒に罹り、うち1人が死亡した。被害を受けた労働者はスマートフォンの部品を作る「HSテック」の所属だ。HSテックは、サムソン電子の一次協力会社ソウウのベトナムの工場団地に入居している二次協力会社で、代表者は韓国人だ。国内でも2016年に、サムソン電子の三次協力業者の20～30代労働者6人が、メタノールの急性中毒で失明したことがある。

参加団体は記者会見で、「サムソンは携帯 (17ページにつづく)



# 前線から

## 2023年連合大阪「外国人労働者なんでも電話相談」実施

### 大阪

多言語相談対応できる機関は行政も含めて増えてきた。現在はインターネット翻訳も発達し、また誰でも端末を持っているだろうから、どんなことでも検索して翻訳すれば一定の情報は手に入るに違いない。

それでも、問題に直面して、解決を目指す、とまでなると、インターネット検索で回答を探すことはかなり困難だろう。問題の整理や相談者本人のバックグラウンドも含めて考えなくてはならず、そのような外国人労働者のために連合大阪が毎年実施している「外国人労働者なんでも電話相談」は、10か国語で対応が可能であり、相談を受け付けてから解決までの道筋を具体的に示すことまでできるたいへん貴重な催しである。

今年の「外国人労働者なんでも電話相談」は3月

24日～26日に実施され、RINK（外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク）の協力のもと、タイ語、ベトナム語、ネパール語など10か国語で相談に応じた。

期間中、80人から116件、10か国語すべての言語で相談が寄せられた。労働問題は約4分の1の31件、労災相談は5件でいずれも重傷事案である。骨折、失明、切断など長期におよぶ療養期間を要し、さらに確実に障害が残るケースばかりであった。事業主が労災請求をしていないと考えられるものはうち2件で、残り3件は自分の置かれた状態を把握できていないことによる不安であった。自分の療養が労災保険で処理されているか否かの確認は、日本語の不自由な外国人労働者であってもそれほど難しくはない。病院の窓

口で「労災ですか？」と尋ねればよいだけである。病院からの回答もYESかNOしかないのだから簡単に理解できるだろう。問題はそれからで、健康保険で処理されているとか、療養補償給付・療養給付の手続きははされていても、休業補償給付・休業給付の請求はまだされていないとか、あるいは障害が残っているのに障害補償給付・障害給付請求がまだされていないというとき、適切にアドバイスができるのが直接相談の利点である。

そのほかに多かった相談は退職相談であり、2019年に新設された特定技能労働者からの相談が印象に残った。来日し、ある会社で就労していたが、より良い条件を提示する会社が見つかったため転職を決めたところ妨害された、というのである。具体的には、退職の意思を伝えた際にひどく怒られた、というレベルのものだが、人手不足の解消のために設けられた制度なだけに、労働者を縛り付けておきたい事業所と、労働条件の良い会社に転職したい労働者間の軋轢は今後

も絶えないだろう。

外国人技能実習生と異なり、転職が自由に認められる特定技能外国人労働者について言えば、かれらの転職を制限する施策を積極的に展開していかないと、必要な労働力を確保できない事業所が増えていくばかりである。すでに大阪府や愛知県は、「いつまで働くか会社と約束している人はさいごの日までやめることができません」とか、「原則として期間の途中でやめることはできません」と記載したパンフレットを外国人

労働者に頒布している。大阪府にいたっては、外国語版には途中で辞めた場合に事業主から損害賠償請求を受けるおそれがある旨まで記載している。なりふり構わない労働力確保を追求する政府と外国人受入事業所だが、このような事業所の労働条件や労働安全衛生対策が十分なものであるとは到底考えられない。今後ますます外国人労働問題は増えていき、労働団体の役割はますます重要になっていくはずである。

みると、4月初旬、夫が突然に息苦しさや咳を訴え、近隣の診療所を受診したが、レントゲン検査の結果、肺が真っ白でその医院では対応できないと言われて大阪病院（旧大阪厚生年金病院）を紹介され、その日のうちに大阪病院へ向かい入院することとなった。

胸水を抜いて詳しい検査をし、4月14日から4月18日まで入院、19日には一旦退院し、同月28日に外来診療で胸膜悪性中皮腫と確定診断を受けた。この病気の治療の専門医である兵庫医大を紹介され5月6日に受診し、胸水を抜くため5月10日に外来予約をしてあったが、その前に様態が急変したため、入院し手術（胸膜癒着術）を行い、5月14日退院したものであった。胸膜悪性中皮腫という聞き慣れない病名であったことから、インターネット等で調べていて「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の事を知り、右田孝雄さんにつながり、中皮腫ズームサロンに参加したものであった。電話の最後に、ご主人からもより詳しい話を伺うため、6月

## とび職人の アスベストばく露被害 中皮腫サロン参加から労災請求相談へ

### 大阪

2022年5月中旬、毎水曜日午後1時30分より開催されている中皮腫ズームサロンに参加した。その日は新メンバーが参加していた。私は中皮腫ズームサロンに参加して約2年しか経っておらず、メンバー全員を掌握しているわけではないが、その方は右田さんの紹介で初めて参加したものであった。ご自宅が大阪市

此花区ということから、私が窓口となってその方の相談を受けることになった。当日は15名ほどが参加しており、個別の対応は参加された人達の迷惑と思い、中皮腫ズームサロン終了後に右田さんより連絡先を聞き、後日詳細を伺うこととした。

同月21日、相談者に連絡を入れ相談内容を聞いて

5日にご自宅でお会いする約束をした。

6月5日午後2時より詳細を伺うためにご自宅を訪問した。病状については事前に伺っていたので、職歴について詳しく聞き取りを行った。

防水工として4年勤務、配管工で3年勤務、飲食業に3年勤務、工務店に5年勤務、とび職では26年勤務しており、各々の職業についての業務内容を伺ったところ、石綿にばく露した疑いがあるのは最終職場であるとび職の可能性が高かった。平成6年から令和元年までとび職として勤務したが、当初の事業所名M組であったのが平成21年6月から株式会社A建設に社名を変更していた。これは社長が長女に会社を譲渡したためで実的には全く同じ会社であった。

とび職での主たる業務内容は、ビルの外装工事や建築物の内装工事での足場の設置及び撤去、鉄骨等の組み立て等だった。室内での足場の撤去作業などは、内装工や配管工、電気工、左官などの作業が混在する中で行っており、飛散した

石綿を含有する粉じん等に多くばく露した。またエレベーターシャフトと呼ばれる縦穴内部の足場の撤去については、当時、石綿を多く含有する断熱材が多数使用されており、密閉空間で多量の石綿にばく露した。

平成7年の阪神淡路大震災の時は、震災直後から4年間にわたって、三宮周辺及びポートタウン周辺の瓦礫撤去や復興工を手伝っていた。

これらの内容で、とりあえず、石綿健康被害救済法と労災保険、どちらも準備するようにした。

しかし話を聞いていくうち、少し不明な点が出てきた。①労災適用事業か否か、労災加入していたのか否か、②賃金体系、③労働者性、これらの点について確認するため、会社と面談できるよう相談者に依頼して聞き取りを終わった。

数日後、気になったことがあったので、法務局に向いて、M組及び株式会社A建設の法人登記をしらべたところ、法務局では法人登記されていなかった。また、労災保険も払っているのかどうか、株式会

社であれば当然労災適用事業なので問題ないと思うが、実際のところは一人親方なのか労働者なのか、とにかく不明な点がある会社である。

7月に入って、相談者から、会社が会って話しをききたいと言っているとの連絡があり、7月21日に相談者の自宅で株式会社A建設の社長と会うこととなった。

株式会社A建設の社長は女性で父親から平成21年6月に会社を引き継ぎ、会社の名称をM組から株式会社A建設に変更し現在に至っているとのことであった。社長は労災申請に対して協力姿勢を見せるものの、会社になにがしかの損害が生じないかと心配しているようだったので、特に影響はないと説明した。また、労働基準監督署の指導で3年前から労災保険に加入したようである。しかし厚生年金に加入していない点を指摘すると「知らなかった」と答えが返ってきた。しかし、会社は労災申請に関しては全面的に協力することを約束した。

書類が全て整ったので、

8月16日に西野田労働基準監督署に労災申請を行い、一連の経過を説明した。その間、ご主人の様態は急変したりして一進一退を繰り返して、10月12日にご自宅で息を引き取ってしまった。兵庫医大への通院もままならないくらい体力が低下して、歩行は困難なため訪問診療してくれる病院に変更したものの治療の甲斐なく、残念な結果となった。発病から約5ヶ月であった。

相談者が精神的に落ち込んでいるため少し時間をおいて連絡することにし、

11月5日に遺族年金、葬祭費の説明と書類作成のためご自宅に向き、後は労災の決定を待つことにした。

年が明けた2023年1月、大阪労働局に電話し進捗状況を尋ねたが、現在調査中であるとの解答であったので、早急な決定を求めた。

2月のある日、相談者から電話が入った。「遺族年金の書類が来た」と言うが、本人もまだ何が何だかよくわかっていないようで、一端電話を切って、西野田労基署に電話で問い合わせたところ、「支給決定」との

返事をもらった。折り返し、相談者に電話を入れ、正式に労災と決定されたと教えた。あとの手続きについて順次、西野田労基署から説明が入るので、指示された通り手続きをするように伝えた。

今回の労災決定に関しては、何点か問題があったにも関わらず約6ヶ月という早期決定であった。本人及び遺族が早期救済された事は今後の被災者たちにも生かされ、大きな成果につながってほしいものだ。(事務局 林繁行)

---

(13ページからつづく)

電話の生産基地をベトナムに移し、同時に危険も移した。」「サムソンは今回の事故に対する責任を認め、被害者に支援を惜しんではならず、サプライチェーン内でのメタノールの使用を全面禁止し、これを徹底的に監視すべきだ」と主張した。

パノリムの常任活動家のイ・サンス氏は、「(HSテックが)2月末から新しく使用したというアルコールは、燃えるような強烈な匂いがし、息をすることも苦しかった」と話した。このアルコールを使い始めた直後から、多くの労働者が疲労・頭痛の症状で休息を取ることを要請し、2月24日には、一人の労働者が入院までした」と話した。「しかし会社は特別な措置を採らなかった。アルコールの危険性を疑って毒物管理所に行ったのは患者の家族だった。」「この毒物管理所が政府に

報告し、異常な兆候がある人は直ちに医師を訪ねて検査と応急入院をさせるよう会社に要請し、病院で検査が行われた結果、事態が知らされた」と指摘した。

サムソン電子は「メタノールはサムソン電子と協力会社で『使用制限物質』に指定されており、ごく一部の無人自動化工程などに限って安全に使われている。」「今回ベトナムで発生した事故の場合、ベトナムの現地業者が、メタノールが多量に含まれた『偽エタノール』を当社の二次協力会社に『虚偽納品』したために発生し、現地の公安当局が『偽エタノール』の製造と流通経路を捜査中」と明らかにした。2023年3月29日 京郷新聞 キム・ジファン記者 (翻訳:中村猛)

# 労災被災者の生活と権利を守り、 労災保険料のメリット制の廃止を!!

## ゆらぐ労災保険

～事業主が労災認定の取り消しを求めることが  
可能に!? 労災被災者も解雇される!?～

いま、労災・職業病の被災者の療養生活や権利を破壊する制度改悪が、まともな議論もないままに、強行されつつあります。

今年1月、厚生労働省は、労災保険料の値上げ(メリット制)に対して、事業主が労災認定の内容に不服申し立てを行うことを可能にし、労災認定の内容を否定する判決が出た場合に労災保険料の値上げを取り消す対応を取る、との新たな通達を出しました。

厚労省は、「企業の不服が認められても、労災支給の決定は取り消さないから大丈夫」と言っています。しかし、事業主が労災を否定して被災者が解雇される危険があります。労働者が労災申請そのものを諦めることにもつながり、労災保険制度を根底から脅かす動きです。

さらに、昨年11月には、東京高裁が「(労災保険料のメリット制の適用を受ける)事業主は労災認定の取り消し訴訟を起こすことができる」とする不当な判決を出しています(最高裁で係争中)。

こうした動きの原因が労災保険料のメリット制です。このメリット制の下で、事業主に不利益(労災保険料の値上げ)を課すので、労災認定への不服申し立ての権利も認めるべきだ—そんな議論がまかり通っています。

## 問題の根源は、

## 労災保険料のメリット制

～ごく一部の企業だけが得をする歪んだ制度～

そもそも、今の労災保険制度は、災害の多寡により保険料を増減するメリット制の仕組みを採用しています。その趣旨は、事業場ごとの公平性確保と災害防止努力の促進を図るというものです。

しかし運営状況を見ると、メリット制が適用される事業場(全事業場のわずか5%)のうち、保険料の引き下げとなった事業場が80%を超え、引き上げとなったのは約15%で、これによる保険料の差し引きは2千億円近くのマイナスだったといえます。このマイナス分を負担するのは、結局、メリット制が適用されない多くの中小規模事業場(全事業場の95%)となります。負担の公平性どころが、一部の大企業の割引分を、多くの中小企業に負担させるという不公平がまかり通っているのです。

メリット制による災害防止努力の促進については、その効果について、これまで数字が示されたことも、調査が行われたこともありません。それどころか、労災が起ると保険料が上がる仕組みのため、現場では労災隠しの誘因になっています。

労災への事業主の不服申し立てを防ぎ、労災被災者の生活と権利を守る必要があります。そして、労災隠しの誘因となり、大企業の保険料割り引きの負担を中小企業に負わせる労災保険のメリット制廃止へ向け、取り組みを進めましょう。

【日時】 2023年 5月22日(月) 14:00～

【会場】 衆議院第一議員会館 第6会議室

※当日13:30より、第一議員会館・1階ロビーにて、通行証を配布いたします。

【発言】 全国労働安全衛生センター連絡会議／日本労働弁護団  
コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク／全国建設労働  
組合総連合(全建総連) …ほか

【お問い合わせ】 特定非営利活動法人 東京労働安全衛生センター (担当: 天野)  
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
TEL:03-3683-9765 / Email: amano@toshc.org

# 3月の新聞記事から

**3/2** 米グーグルが全世界で1万2000人の従業員解雇を発表したことを受けて、日本法人（グーグル合同会社）でも大規模なリストラの動きが懸念されるとして、日本法人で働く従業員らが労働組合「Google Japan Union」を東京管理職ユニオンの支部として結成した。グーグルの日本法人で組合がつくられるのは初めて。

**3/3** 神奈川県内の塗装会社に勤務していた30代男性が、労働組合に加入して団体交渉を申し入れた後に、会社側から次々と「スラップ訴訟」を4件も起こされているとして、男性と組合が記者会見を開いた。訴訟はいずれも会社側の訴えが却下、棄却されている。男性は「パワハラ被害者を潰す動きなのは明らか」と訴えた。

鹿児島県屋久島町の町営牧場で2019年8月、勤務中に死因不詳で死亡した非正規職員の男性について、地方公務員災害補償基金県支部が「公務災害」の過労死と認定していた。過重な業務で心筋梗塞を発症したと約100頭の牛を管理。男性は死亡の3日前まで約50日連続で働き、全く業務をしない休日は半年で5日。4週間で60時間の時間外勤務も続いた。

**3/6** 高知県立高知南高校で2021年に教育実習を受けた女子大学生（22）が、指導役の男性教諭から繰り返し暴言を受け、県教育委員会がハラスメントと認めていたことがわかった。学生は体調不良となり、教員になる目標を断念したという。大学生は母親らと県庁で記者会見を開き、県教委や高校による調査報告や謝罪、自身の教育実習の成績の見直しなどを求めた。

**3/8** 上田清司・参議院議員の男性秘書によって、取材活動中に埼玉県内で性暴力を受けたとして、元記者の女性が国に損害賠償を求める訴訟を起こした。男性は上田議員の公設秘書だったが、この性暴力での書類送検後に自殺した。裁判では、公設秘書による職務権限の濫用と上田議員の指揮監督権限の不行使によって起きた性暴力として国の賠償責任を問う。

**3/14** 厚生労働省は、東京電力福島第1原発事故の収束作業に従事し40代で白血病を発症した男性について、業務による被ばくが原因の労災と認定した。第1原発事故の被ばくによる白血病の労災認定は5例目。男性は1998年5月～2021年12月、放射線業務に従事。事故発生直後は主に第1原発構内で原子炉への給水操作や水処理設備の運転操作などを行った。積算被ばく線量は約124mSvで、そのうち約95mSvは事故後の第1原発作業で被ばくした。

**3/17** 道南の八雲町でホタテの養殖漁業中にロープを巻き上げる機械に巻き込まれ、インドネシア人の技能実習生が死亡した。死亡したのは落部漁業協同組合所属の第三十七優功丸に乗船していたインドネシア人の技能実習生（26）の男性。

印刷大手の凸版印刷でフレックスタイム制での勤務が認められず、差別的待遇だとして労災認定された40代の女性社員が、記者会見した。女性は障害のある子どもを療育施設に送迎するため、2020年11月ごろフレックス制を希望したが、上司の許可な

く残業したことを理由に認められず、残業時間の過少申告などを理由に懲戒処分を受けた。女性は精神障害を発症し、22年4月に中央労働基準監督署（東京）から労災認定された。今月からフレックス制の適用が認められている。

**3/20** 仙台けやきユニオンが認定法人外国人技能実習機構に対し、「不当労働行為」に対する損害賠償を求めて提訴した。昨年2月、宮城県石巻市の水産加工工場の技能実習生のベトナム人女性3人が仕事上のミスを理由とし、職場を辞めさせられた。役員からのパワハラや、早朝の掃除時間分の未払い、機械で指を切断する労働災害も発生していた。監理団体や外国人技能実習機構へ相談したが解決せず、ユニオンに加入し、ユニオンが会社側と団体交渉を行おうとしたところ、技能実習機構側から復職の代わりに労働組合の脱退を求められたという。

**3/23** 近畿大の事務職員だった男性（40）が8年前に自殺したのは過労が原因だとして、男性の妻が労災認定しなかった国の処分を取り消すよう求めた訴訟の判決で、大阪地裁は請求を棄却した。裁判長は当時の業務内容や業務量を踏まえ、自殺との因果関係は認められないと判断した。妻側は、男性が15年7月初旬にうつ病を発症しており、発症直前1カ月の時間外労働は海外出張などを含めて160時間を超えていたと訴えていた。

建設現場のアスベストによる健康被害をめぐる裁判で、一部のメーカーに賠償命令がくだった。元建設作業員や遺族など43人はアスベストによる健康被害を受けたとして建材メーカー16社に対し約11億円の損害賠償を求めている。判決で京都地裁はメーカー5社に、計約2億2400万円の支払いを命じた。一方、解体作業を担当していた作業員など6人についてはメーカーの責任を認めなかった。

**3/24** 新型コロナウイルス感染による労災に限り、事業者課す保険料増額を免除してきた特例措置に関し、厚生労働省が新型コロナの「5類」移行後に廃止する。

**3/27** 「息子が自殺したのは長時間労働による精神障がい（原因）」として、母親が長崎県佐世保市の食品卸売会社を相手取り損害賠償を求めていた裁判で、長崎地裁は原告の訴えを退けた。男性は9年前、1か月に165時間を越える時間外労働をして精神障がいを発症し、3年後に自殺した。労災認定され、原告は会社側に損害賠償を求めていた。裁判長は「長時間労働に起因する精神障がい」は認めたと、自殺の要因は会社の金を私的に流用したことを指摘した。

**3/28** 三菱電機の社員で、過労などを理由とするうつ病のため休職していた男性（37）が今年4月、およそ9年ぶりに職場復帰する。男性は2013年4月に入社し、関東の事業所で研究職として働いていたが、翌2014年4月に上司からのパワハラや長時間労働を理由としたうつ病を発症した。同6月に休職すると、2年後に期間満了として解雇された。しかし、2016年11月に長時間労働を理由とした労災認定を受けて、会社は解雇を取り消した。その後復職に向けた交渉を重ね、この4月から別の部署で仕事を再開する。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259